## 【訪問看護ステーション算定項目一覧表】(介護保険)

## 1. 基本サービス費

令和6年6月1日現在

		算定回数等(1回につき)	単位数	ご利用者様負担金額			
	り一に入場日			1割負担	2割負担	3割負担	
	訪問看護 I 1	20分未満の場合	314	314	628	942	
	訪問看護 I 2	30分未満の場合	471	471	942	1,413	
	訪問看護 I 3	30分以上1時間未満の場合	823	823	1,646	2,469	
	訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満の場合	1128	1128	2,256	3,384	
	介護予防訪問看護 I 1	20分未満の場合	303	303	606	909	
	介護予防訪問看護 I 2	30分未満の場合	451	451	902	1,353	
	介護予防訪問看護 I 3	30分以上1時間未満の場合	794	794	1,588	2,382	
	介護予防訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満の場合	1090	1090	2,180	3,270	

## 2. 加算サービス費(予防含む)

サービス項目	算定回数等	単位数	ご利用者様負担金額		
りこへ項目			1割負担	2割負担	3割負担
□ 訪問看護初回加算	初回時に算定	300	300	600	900
□ 訪問看護複数名訪問加算	イ 30分未満	254	254	508	762
(I)	口 30分以上	402	402	804	1,206
□ 訪問看護特別管理加算(I)	月に1回	500	500	1,000	1,500
□ 訪問看護特別管理加算(Ⅱ)	月に1回	250	250	500	750
□ 訪問看護専門管理加算2	月に1回	250	250	500	750
□ 長時間訪問看護加算	・特別管理加算(I)(II)の対象者であること・90分以上を超える場合・ケアプランに位置づけられ、計画的な訪問であること	300	300	600	900
ロ サービス提供体制強化加算(I)	1回につき	6	6	12	18
□ 退院時共同指導料	退院につき1回	600	600	1,200	1,800
□ 緊急時訪問看護加算	月に1回	574	574	1,148	1,722

## 3. その他

口 交通費	対象地域を越えて行う場合は、ガソリン代として超えた地点から1キロ当たり10円を徴収させていただきます。	
-------	---	--

- ※所在市町村(湯河原町)地域単価(10円)
- ※【利用者負担算出方法】地域単価×単位数の合計=〇〇円(1円未満切り捨て) 利用者様の負担割合により、負担金額が変わります。
- ※【利用者負担割合1割の場合】〇〇円-(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)
- ※【利用者負担割合2割の場合】〇〇円-(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)
- ※【利用者負担割合3割の場合】○○円-(○○円×0.7(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)
- ※訪問看護の開始月のみ、訪問看護初回加算が算定されます。
- ※利用者様の状態により、加算サービス費が算定されます。
- ※保険分の一部負担金(自己負担額)は、法により1円単位でのご請求となります。
- ※利用料金は、翌月10日以降ご請求させていただきますので、1ヶ月以内に会計窓口もしくは振込にてお支払い下さい。